

## 横須賀市介護支援専門員等確保対策・定着促進事業補助金交付に係るQ&A

NO.	質問	回答
1	いつからの受講料が対象となるのでしょうか。	令和8年4月1日以降に開始された研修の受講料が補助対象となります。
2	令和7年度に実施された研修の受講料を、令和8年度に入ってから支払った場合は補助の対象になりますか。	なりません。令和8年度の研修等のみが補助対象です。
3	申請方法はどのようなものがありますか。	電子申請に加えて、紙による申請も可能です。
4	研修実施機関の定めはありますか。	研修実施機関の定めはありません。 なお、神奈川県HPにおいて、神奈川県知事が指定している事業者の一覧が公開されておりますので、ご参照ください。●介護支援専門員更新研修： <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html#senmon1">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html#senmon1</a>
5	外国籍の職員でも申請できますか。	補助対象者の要件をすべて満たしていれば、申請は可能です。
6	横須賀市外に在住している職員も申請できますか。	補助対象者の要件をすべて満たしていれば、申請は可能です。
7	非常勤でも対象になりますか。	なります。法人が直接雇用等していることが必要です。
8	一人ケアマネですが、対象になりますか。	法人の役員・代表者であってもケアマネ業務に従事している場合は対象になります。
9	就労先である介護事業所等の所在地が市外にあり、その運営法人の所在地が市内の場合は、補助対象になりますか。	対象にはなりません。市内に所在する介護事業所等に就労することが要件です。なお、介護事業所等の運営法人の所在地は市外でも構いません。

10	特定施設の指定を受けてないサービス付き高齢者向け住宅に就労していますが、補助対象になりますか。	対象にはなりません。補助対象となる事業所は、介護保険法に基づく、介護保険法に基づく指定介護サービス事業者及び介護保険施設、並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者をいいます。指定を受けているかどうかについては、就労先に確認してください。
11	就労証明書はいつ発行してもらえばいいですか。	申請者の方が実際に就労されていることの証明となりますので、申請日の3ヶ月以内の発行日のものを提出してください。
12	就労証明書は、法人の理事長による証明でなければなりませんか。	法人の理事長又は勤務先の事業所長の証明である必要があります。
13	就労証明書に、押印は必要ですか。	押印は不要です。
14	「申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し」とはどういったものですか。	①支払金額②申請者及び③支払先(=養成機関)が確認できる書類で、主に次のようなものを想定しています。 ・養成機関が申請者に対して発行した領収書 ・銀行振込やコンビニ振込等における振込用紙の控え ・ネット決済等における決済画面 ※振込先が養成機関とは別の組織(運営法人や代金決済の委託業者等)の場合、振込先と養成機関の関係がわかる資料も併せて御提出ください。 (例)養成機関のHPや受講の案内等で受講料の支払いに関する案内が記載されている箇所等 ※領収書がない場合も養成機関に依頼すれば領収書が発行されることもありますので、必要に応じて養成機関にお問い合わせください。
15	研修費用を雇用事業者が立替払をしたが、その場合は事業者が補助金を受領できますか。	本補助金は、要綱に定められる要件を満たした研修受講者個人に交付するものですので、事業者が受領することはできません。また、事業者が立替払をした場合、事業者が受講料を支払ったことを証する書類及び受講者本人が立替分の費用を事業者を支払ったことを証する書類を申請時に提出してください。※受講者本人が立替分の費用を事業者に支払った証拠となる書類は次のようなものを想定しています。 ・事業者が受講者本人に発行した領収書 ・受講者本人の給与から天引き等している場合、それが確認できる書類
16	他の制度で補助を受けている場合は金額を示す資料」とはどのような資料ですか。	他制度を活用して受け取った補助金について、金額が確認できる交付決定通知書等の写しを提出してください。金額が分かる書類がない場合は、申請書の所定欄に研修実施機関名を記入してください。
17	申請書を紙で提出する場合は領収書や研修修了証明書は、原本を提出する必要がありますか。	領収書や研修修了証明書は写しで構いません。なお、就労証明書は原本を提出してください。
18	申請から補助金をもらえるまでどのくらい期間を要しますか。	補助金の支払いには請求書の提出が必要となります。請求書を提出していただいてから概ね1ヶ月程度です。

19	請求書の口座名義が申請者本人のものではない場合は、どのようにしたらよいですか。	委任状を作成してください。様式は問いませんが、誰が・誰に・どの内容を委任するのかを明記してください。
----	---	--